

○新宿区選挙管理委員会事務局処務規程

昭和 56 年 4 月 1 日

選挙管理委員会訓令第 1 号

改正 昭和 61 年 11 月 25 日選管訓令第 1 号

昭和 62 年 3 月 25 日選管訓令第 1 号

平成 2 年 1 月 1 日 第 1 号

平成 3 年 12 月 25 日選管訓令第 1 号

平成 4 年 12 月 25 日選管訓令第 1 号

平成 6 年 1 月 1 日 第 1 号

平成 8 年 2 月 23 日選管訓令第 1 号

平成 10 年 2 月 25 日選管訓令第 1 号

平成 11 年 3 月 24 日選管訓令第 1 号

平成 12 年 3 月 24 日選管訓令第 1 号

平成 13 年 9 月 21 日選管訓令第 1 号

平成 16 年 4 月 26 日選管訓令第 1 号

平成 17 年 4 月 1 日選管訓令第 1 号

平成 17 年 6 月 23 日選管訓令第 2 号

平成 23 年 4 月 1 日選管訓令第 1 号

平成 26 年 5 月 25 日選管訓令第 1 号

令和 5 年 3 月 24 日選管訓令第 1 号

新宿区選挙管理委員会事務局処務規程(昭和 51 年新宿区選挙管理委員会訓令第 1 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規程は、新宿区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務執行の能率的運営とその責任の明確を図ることを目的とする。

(平 12 選管訓令 1 ・一部改正)

(執務の原則)

第 2 条 職員は、区民全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を執行しなければならない。

(職員)

第3条 新宿区選挙管理委員会事務局（以下「事務局」という。）に、事務局長、事務局次長のほか必要な職員を置く。

2 事務局に主査を置くことができる。

(平 12 選管訓令 1 ・一部改正)

(職員の任免)

第4条 職員は、委員会がこれを任免する。

2 事務局長、事務局次長及び主査は、委員会がこれを任免する。

(昭 61 選管訓令 1 ・一部改正)

(職員の職名)

第5条 事務局職員の職名は、職層名及び職務名とする。

2 職層名は、参事及び主事とする。

3 参事は事務局長の、主事はその他の職員の職層名とする。

4 職務名は、一般事務とする。

(平 8 選管訓令 1 ・一部改正)

(職員の職責)

第6条 事務局長は、新宿区選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）の命を受けて、事務局の事務を管理し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長の命を受けて、事務局の事務を処理する。

3 主査は、上司の命を受けて、事務局の事務のうち、担当の事務を処理する。

4 前3項以外の職員は、上司の命を受けて、事務局の事務に従事する。

(平 12 選管訓令 1 ・一部改正)

(事案の決定区分)

第7条 事案の決定は、委員会、委員長及び事務局長が行うものとし、決定すべき事案の区分は、別表第1のとおりとする。

2 別表第1 事務局長の欄に該当するもののうち、次の各号に掲げるものについては、前項の規定にかかわらず、事務局長はあらかじめ範囲を定め、事務局次長に事案の決定を行わせることができる。

(1) 同一態様で反復継続するもの

(2) 定期的執行に係るもの

(昭 61 選管訓令 1 ・ 平 11 選管訓令 1 ・ 一部改正)

(事案の決定の代決及び報告)

第 8 条 事務局長が出張、休暇、その他の事由により不在であるときは、事務局次長がその事案を代決する。

2 前項の規定により代決できる事案は、特に急を要するもののみとし、重要な事案に関し代決した場合は、起案者は速やかに事務局長に報告しなければならない。

(平 10 選管訓令 1 ・ 一部改正、平 11 選管訓令 1 ・ 旧第 9 条繰上)

(文書主任等の設置)

第 9 条 事務局に文書主任及び文書法令審査主任を置き、事務局次長をもってこれに充てる。

(平 11 選管訓令 1 ・ 旧第 10 条繰上 ・ 一部改正、平 23 選管訓令 1 ・ 一部改正)

(文書等の保存)

第 10 条 文書の保存については、別表第 2 文書保存年限分類表による。ただし、保存年限についてこの規程に定めのないものは類似文書に準じて、類似文書のないものは事務局長が定める

(平 11 選管訓令 1 ・ 一部改正、平 16 選管訓令 1 ・ 旧第 10 条繰上 ・ 一部改正)。

(公文書の公開)

第 11 条 新宿区情報公開条例（平成 13 年新宿区条例第 5 号）の施行に関し必要な事項については、区長が行う個人情報保護事務に関する規則（平成 13 年新宿区規則第 87 号）を準用する。

(昭 62 選管訓令 1 ・ 追加、平 12 選管訓令 1 ・ 平 13 選管訓令 1 ・ 一部改正、平 16 選管訓令 1 ・ 旧第 12 条繰上)

(個人情報の保護)

第 12 条 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び新宿区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年新宿区条例第 1 号）の施行に関し必要な事項については、区長が行う個人情報保護事務に関する規則（平成 17 年新宿区規則第 89 号）を準用する。

(平 2 選管訓令 1 ・ 追加、平 12 選管訓令 1 ・ 一部改正、平 16 選管訓令 1 ・ 旧第 13 条繰上、平 17 選管訓令 1 ・ 一部改正、令 5 一部改正)

(補則)

第13条 事案の決定、職員の服務及びその他この規程に定めがない事項については、新宿区の定める例による。

(昭 62 選管訓令 1・旧第 12 条繰下、平 2 選管訓令 1・旧第 13 条繰下、平 12 選管訓令 1・一部改正、平 16 選管訓令 1・旧第 14 条繰上・一部改正)

附 則 (昭和 61 年 11 月 25 日選管訓令第 1 号)

この規程は、昭和 61 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 3 月 25 日選管訓令第 1 号)

この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 年 3 月 25 日選管訓令第 1 号)

この規程は、平成 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 4 年 12 月 25 日選管訓令第 1 号)

この規程は、平成 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 8 年 2 月 23 日選管訓令第 1 号)

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 10 年 2 月 25 日選管訓令第 1 号)

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 3 月 24 日選管訓令第 1 号)

- 1 この訓令は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の新宿区選挙管理委員会事務局処務規程は、この訓令の施行の日以降に起案した事案について適用し、同日前に起案した事案については、なお従前の例による

附 則 (平成 12 年 3 月 24 日選管訓令第 1 号)

この訓令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 9 月 21 日選管訓令第 1 号)

この訓令は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 4 月 26 日選管訓令第 1 号)

- 1 この訓令は平成 16 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の新宿区選挙管理委員会事務局処務規程第 10 条、第 13 条及び別表第 2 の規定は平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 17 年 4 月 1 日選管訓令第 1 号)

この訓令による改正後の新宿区選挙管理委員会事務局処務規程は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日選管訓令第 1 号）

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 26 日選管訓令第 1 号）

この訓令は、平成 26 年 6 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 3 月 24 日選管訓令第 1 号）

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 7 条関係）

（昭 61 選管訓令 1・全改、平 2 選管訓令 1・平 3 選管訓令 1・平 4 選管訓令 1・平 6 選管訓令 1・平 8 選管訓令 1・平 10 選管訓令 1・平 16 選管訓令 1・平 23 選管訓令 1・一部改正）

委 員 会	委 員 長	事 務 局 長
1 選挙管理に関する一般方針の確定に関する事 2 事務局の事務事業に係る基本方針及び計画の設定、変更又は廃止に関する事 3 職員の任免に関する事 4 規程、訓令及び告示に関する事 5 公告、公表、通達、協議及び諮問に関する事 6 特に重要な報告、申請、照会、回答、通知及び広報に関する事 7 前各号のほか、特に重要な事項に関する事	1 委員会に議案を提出し、かつ、その議決を執行すること 2 事務局の事務事業の執行に関する事 3 事務局長の出張、休暇、育児休業、職務専念義務免除、週休日の勤務、休日勤務、代休日の指定及び週休日の振替に関する事 4 事務局長の給与減額免除を承認すること 5 重要な報告、申請、照会、回答、通知及び広報に関する事 6 委員会の庶務に関する事 7 前各号のほか、重要な事項に関する事	1 職員の事務分担に関する事 2 職員の出張、休暇、育児休業、職務専念義務免除、超過勤務、休日勤務、代休日の指定及び週休日の振替に関する事 3 職員の給与減額免除を承認すること 4 定例の報告、申請、照会、回答、通知及び広報に関する事 5 前各号のほか、定例又は軽易な事項に関する事

別表第2（第11条関係）

（昭61選管訓令1・平16選管訓令1・平26選管訓令1・一部改正）

分 類	永 年	10年	5年	3年
1 委員会	委員会会議録 条例原義 規則原義 訓令原義	委員会告示原義 （各種選挙関係告示 を除く。） 投票区・開票区設 置関係書類 委員就退任関係書 類	委員会関係書類 委員報酬及び旅 費関係書類	
2 庶務	人事表彰関係書類	重要な庶務関係書 類		文書件名簿
3 選挙運動	法令通達関係書類 表示物交付申請書	重要な政治資金規 正法関係書類		
4 選挙人名簿	選挙人名簿		縦覧に供した書 類 選挙人名簿関係 書類	
5 啓発		選挙啓発関係書類		
6 各種選挙	選挙争訟関係書類 選挙録 開票録	立候補届出関係書 類	撤去命令関係書 類 収支報告書	
7 その他	国民投票及び住民 投票関係書類 直接請求関係書類 その他永年保存を 必要とする重要書 類	最高裁判所裁判官 国民審査関係書類 その他永年保存を 必要としない重要 書類	土地区画整理審 議会委員選挙関 係書類 その他3年で廃 棄することを適 当としない普通 書類	検察審査員候補 者選定関係書類 その他1年で廃 棄することを適 当としない普通 書類

備考 上記によるもののほか、次のものは、各選挙の議員又は長の任期間、保存するものとする。

選挙人名簿抄本
不在者投票関係書類
投票録
投票関係書類
個人演説会関係書類